

規 則

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第十一号

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県都市公園に関する規則（昭和三十七年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表の備考中三を四とし、同表の備考二の次に次のように加える。

三 自転車競技法に基づく自転車競技として双輪場を利用する場合は、表の金額にかかわらず、一開催ごとに勝者投票券売上金額の百分の四・四（通信回線を経由した電話機その他の端末機器による勝者投票券売上金額にあつては、百分の二・二）に相当する額とする。

別表第一第二号中イを削り、ロをイとし、ハをロとする。

第二条 埼玉県都市公園に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表の備考三中「百分の四・四」を「百分の五・二八」に、「百分の二・二」を「百分の二・六四」に改め、同表の備考四中「百分の二・二」を「百分の二・六四」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。